

参議院外交防衛委員会會議録第五号

平成十三年十一月六日(火曜日)
午後五時四十八分開会

委員の異動

十月二十六日

森元 恒雄君
江田 五月君
十月二十九日

辞任

藤井 基之君
海野 徹君
大脇 雅子君
平野 貞夫君

十月三十日

小川 勝也君
十一月二日

辞任

大田 昌秀君
十一月五日

辞任

大脇 雅子君
大田 昌秀君

理事

武見 敬三君
山本 一太君
吉村剛太郎君
木俣 佳文君
山口那津男君
小泉 親司君

委員

河本 英典君
月原 茂皓君

補欠選任

河本 英典君
広中和歌子君

補欠選任

外添 要一君
小川 勝也君
大田 昌秀君
田村 秀昭君

補欠選任

海野 徹君

補欠選任

大脇 雅子君

補欠選任

大田 昌秀君

武見 敬三君

山本 一太君
吉村剛太郎君
木俣 佳文君
山口那津男君
小泉 親司君

河本 英典君
月原 茂皓君

國務大臣

法務大臣 森山 眞弓君
外務大臣 田中眞紀子君

事務局側
常任委員会専門員 櫻川 明巧君

本日の會議に付した案件

○テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武見敬三君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、江田五月君、森元恒雄君、平野貞夫君、大脇雅子君及び藤井基之君が委員を辞任され、その補欠として広中和歌子君、河本英典君、田村秀昭君、大田昌秀君及び外添要一君が選任されました。

○委員長(武見敬三君) テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めの件及びテロリストによる爆弾使用の防止

外添 要一君
海野 徹君
齊藤 勳君
広中和歌子君
遠山 清彦君
吉岡 吉典君
大田 昌秀君
田村 秀昭君

に關する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に關する法律案の両案件を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。田中
外務大臣。

○國務大臣(田中眞紀子君) ただいま議題となり
ましたテロリストによる爆弾使用の防止に関する
国際条約の締結について承認を求めの件につき
まして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、爆弾を使用したテロ事件が続発する
中で、同様のテロ事件の抑止に關する国際協力の
必要性が強く認識されるようになったことを背景
として、平成九年十二月にニューヨークで開催
された国際連合の総会において採択されたもので
あります。

この条約は、死または身体の重大な傷害等を引き
起こす意図を持って爆発物その他の致死装置
を公共の用に供される場所等に設置する行為など
を犯罪として定め、その犯罪についての国外犯を
含む裁判権の設定などにつき規定するものであり
ます。

特に、本年九月十一日に米国で発生した同時多
発テロ事件後、テロリズムの撲滅が国際社会の最
重要課題とされる中、九月二十日に発表されたG
8首脳声明においても、この条約を含むテロリス
ム防止関連十二条約のできる限り速やかな締結が
強く求められております。

我が国がこの条約を締結することは、爆発物そ
の他の致死装置による国際的なテロリズムの防止
に資するとの見地から有意義であると認められま
す。

よって、ここに、この条約の締結について御承
認を求め次第であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御承認いただき
ますようお願いいたします。

以上です。

○委員長(武見敬三君) 次に、森山法務大臣。
○國務大臣(森山眞弓君) テロリストによる爆弾
使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法
律の整備に關する法律案につきまして、その趣旨
を御説明いたします。

テロリストによる爆弾使用の防止に關する国際
条約につきましては、今御説明があつたとおりで
あり、この法律案は、本条約を締結するために、
爆発物取締罰則など關係する法律を改正し、所要
の整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。
第一は、爆発物取締罰則、放射性同位元素等に
よる放射線障害の防止に關する法律、火災びんの
使用等の処罰に關する法律、細菌兵器(生物兵器)
及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに
廃棄に關する条約の実施に關する法律(以下「生
物兵器禁止法」という。)、化学兵器の禁止及び特
定物質の規制等に關する法律(以下「化学兵器禁
止法」という。及びサリン等による人身被害の防
止に關する法律について、所要の国外犯処罰規定
を設けるものであります。

第二は、生物兵器禁止法を改正し、生物兵器ま
たは毒素兵器を使用して、当該兵器に充てんされ
た生物剤または毒素を發散させる行為及び生物剤
または毒素をみだりに發散させて人の生命、身体
または財産に危険を生じさせる行為に対する処罰
規定を設けるものであります。

第三は、化学兵器禁止法を改正し、毒性物質ま
たはこれと同等の毒性を有する物質をみだりに發
散させて人の生命、身体または財産に危険を生じ
させる行為に対する処罰規定を設けるものであり
ます。

第四は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に關する法律を改正し、みだりに取り扱うこ

とによる放射線の発散罪等について、その対象物質を核燃料物質全般及び核燃料物質によって汚染された物に拡大するものであります。

第五は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律を改正し、放射性同位元素を装備している機器等をみだりに操作すること等による放射線の発散罪について、人の財産に危険を生じさせた場合にも拡大するものであります。

その他所要の規定の整備を行うこととして、以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(武見敏三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十三分散会

十月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、テロ対策特別措置法案等の制定反対等に関する請願(第三四号)(第六〇号)(第六一七号)
- 一、テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願(第六五号)(第六六号)(第六七号)(第一二二号)(第一二三号)(第一二四号)

第三四号 平成十三年十月十五日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対等に関する請願

請願者 神奈川県海老名市中新田九五三

清水れい子外八名

紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六〇号 平成十三年十月十六日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対等に関する請願

請願者 東京都台東区東上野四ノ一七ノ一

二 岡安一子外二十一名

紹介議員 田嶋 陽子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六一七号 平成十三年十月十六日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対等に関する請願

請願者 横浜市旭区左近山三ノ四ノ五〇二

伊藤勝美外十五名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六五号 平成十三年十月十七日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町一一ノ二

鈴木高智外三百九十九名

紹介議員 田嶋 陽子君

一、戦争に参戦しないこと。戦争の放棄及び交戦権の否認を明記した憲法第九条を遵守すること。

二、「テロ対策特別措置法案」を制定しないとともに、自衛隊法及び「PKO法」を改正しないこと。

三、沖繩を始めとする在日米軍基地からの米軍出撃を中止しよう働き掛けること。自衛隊基地及び民間施設の提供並びに自治体及び民間業者の動員を行わないこと。

四、自衛隊による治安活動及び武器使用の拡大を行わないこと。将来の有事立法化を進めないこと。

第六六号 平成十三年十月十七日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市長瀬町三ノ四ノ三

二ノ一〇四 高原博美外三百九十九名

紹介議員 湖上 貞雄君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第六七号 平成十三年十月十七日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区金町五ノ六ノ七

儀睦美外百九十九名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一二二号 平成十三年十月十七日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 大阪府吹田市寿町二ノ九ノ二五

松井禮子外百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一二三号 平成十三年十月十八日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田四ノ一

ノ一三 大成ツヤ子外三百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一二四号 平成十三年十月十八日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 神奈川県小田原市浜町四ノ二五ノ

四〇 本多博外四十八名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

十一月二日日本委員会に左の案件が付託された。

一、テロ対策特別措置法案等の廃案等に関する請願(第二九号)

一、軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第一三〇号)

一、軍事報復によらず、国連憲章等に基づきテロを根絶すること等に関する請願(第一三二号)

一、テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願(第一三五号)

一、テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願(第一三六号)

一、軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第一三七号)(第一三八号)

一、テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願(第一三九号)

一、テロ対策特別措置法案等の制定反対等に関する請願(第一四〇号)

一、国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第一六一号)(第一六二号)(第一六三号)

一、(第一六四号)(第一六五号)(第一六六号)(第一六七号)(第一六八号)(第一六九号)(第一七〇号)(第一七一号)(第一七二号)(第一七三号)

一、(第一七四号)(第一七五号)(第一七六号)(第一七七号)(第一七八号)(第一七九号)(第一八〇号)

一、テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願(第一八一号)

一、軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第一八二号)(第一八三号)

一、テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願(第一八四号)

一、(第一八五号)

一、軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第一九一号)

一、テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願(第一九二号)

一、テロ対策特別措置法案等の廃案及び国際法に基づきテロを裁くことに関する請願(第一九四号)

一、軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第一九一号)

一、軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第一九七号)(第一九八号)
一、テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力の改正反対等に関する請願(第一九七号)
一、国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第一九八号)

一、テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力の改正反対等に関する請願(第二四〇号)
一、国際法等に基づきテロを根絶するための国連のテロ対策会議開催等に関する請願(第二四一号)

一、国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第二四二号)(第二四三号)
一、軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第二四四号)(第二四五号)(第二八〇号)

一、国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第二八一号)
一、軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第二八二号)

一、テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力の改正反対等に関する請願(第二八三号)
一、テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願(第二八四号)(第二八五号)(第二八六号)

一、軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第二八七号)
一、国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第二八八号)

一、自衛隊の海外派遣反対等に関する請願(第二九三号)
一、テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願(第二九四号)(第二九五号)(第二九六号)

一、国連憲章等に基づきテロを根絶すること及び

びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第一九七号)(第一九八号)

一、軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願(第三〇一号)(第三〇二号)

一、テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力の改正反対等に関する請願(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)

第二二九号 平成十三年十月十九日受理
テロ対策特別措置法案等の廃案等に関する請願
請願者 広島県呉市阿賀中央五ノ一〇ノ四
紹介議員 大淵 絹子君

我が国は、憲法第九条を持つ特別な位置をいかにすことなく、米国の報復戦争に参加するための法律を制定しようとしている。戦後半世紀にわたって培ってきた平和主義を放棄するに等しい法律が、十分な審議も行われずに数の力により制定されようとしていることは容認できない。「テロ対策特別措置法案」の制定及び自衛隊法の改悪は、米国の後方支援部隊として自衛隊が参戦できるようにするものであり、憲法及び自衛隊法に反することは明白である。法案が成立すれば自衛隊が戦争のために海外へ派遣されることになるが、輸送、補給、医療活動といえども明らかな作戦行動であり、武力行使そのものである。米国における同時多発テロは戦争によって解決できる問題ではなく、むしろ報復戦争はテロを生み出す社会的土壌を形成することになりかねない。また、「テロ対策特別措置法案」は戦死者が出ることも想定しているものであり、海外へ派兵される自衛官の家族や関係者は不安な生活を送っている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法第九条をないがしろにする「テロ対策特別措置法案」及び自衛隊法改正案を成立させないこと。

二、自衛隊の海外派兵を容認しないこと。

一、自衛隊の海外派遣反対等に関する請願(第一九三号)

第一三〇号 平成十三年十月十九日受理
軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 横浜市鶴見区佃野町八ノ七 杉生 知成外一万三千九百十名
紹介議員 田嶋 陽子君

政府は「テロ対策特別措置法案」や自衛隊法改正案に基づく自衛隊の海外派遣により、実質的に集団的自衛権を行使しようとしているが、これはテロ事件を利用した軍拡にはかならない。軍事的報復は、市民の被害を拡大し、新たな憎悪と報復をもたらしただけであり、むしろ司法捜査と真相の究明を徹底することが必要である。環境破壊や貧困、差別問題の克服を目指す「人間の安全保障」の確立と平和的な国際協調が憎悪の悪循環を断ち切り、テロ行為の撲滅につながる。憲法の理念に立ち返って災害救助など市民の生命を守る活動への協力が求められている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「テロ対策特別措置法案」及び自衛隊法改正案は憲法の禁じた集団的自衛権を行使するものであり、問題点が多いため成立させないこと。

二、テロを撲滅するため、事件の真相を究明するとともに、憲法の理念に立ち返り、平和的な国際協調と「人間の安全保障」の取組を進めること。

第一三二号 平成十三年十月十九日受理
軍事報復によらず、国連憲章等に基づきテロを根絶すること等に関する請願

請願者 横浜市泉区和泉町五、二六六ノ七
虎渡功外二百八十四名
紹介議員 畑野 君枝君

多数の市民を無差別に襲った米国における同時多発テロは許すことのできない犯罪行為であり、いかなる宗教的信条や政治的見解によっても正当化できるものではない。また、これは国際社会や

法と秩序に対する攻撃にはかならない。しかし、軍事力による米国の報復は、更なるテロ行為と武力による報復の悪循環をもたらすなど、新たな犠牲者を生む危険性があり、テロに対する有効な解決策とはなり得ない。今求められているのは、国連憲章及び国際法に基づいた容疑者などの逮捕と厳正な処罰である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、テロを根絶するため、国連憲章及び国際法に基づいた容疑者の逮捕と処罰に国際社会が共同するよう日本政府が呼び掛けること。

二、憲法を遵守し、米軍の軍事力による報復を支援しないこと。

三、憲法違反になる自衛隊による米軍警護を行わないこと。

第一三五号 平成十三年十月十九日受理
テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力の改正反対等に関する請願

請願者 福岡県久留米市東柳原町一、三二一
六ノ一 林田祐子外三千四十二名
紹介議員 湖上 貞雄君

今年九月に発生した米国における同時多発テロ事件の惨劇を繰り返さないよう、米政府に対して報復戦争の中止とテロ事件の原因究明が求められている。このような中、政府が提出した「テロ対策特別措置法案」は、いかなる形式であろうと自衛隊の戦争参加と民間による戦争協力を規定するものである。日本政府は戦争への参加を拒否すべきである。

三、報復支援を撤回するとともに、米国政府に対し戦争の中止を求めること。

第一三六号 平成十三年十月十九日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 大阪府八尾市曙町三ノ一五九ノ三

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一三七号 平成十三年十月十九日受理

軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市小矢部二ノ二

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一三八号 平成十三年十月十九日受理

軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 長崎県南高来郡国見町土黒乙ノ一

紹介議員 淵上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一三九号 平成十三年十月十九日受理

テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願

請願者 広島県高田郡向原町坂二八二ノ一

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一四〇号 平成十三年十月十九日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対等に関する請願

請願者 東京都文京区本駒込二ノ二九ノ一

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二六一号 平成十三年十月二十二日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 大阪市港区築港三ノ三ノ二ノ一、

紹介議員 井上 哲士君

多数の市民を無差別に襲った米国における同時多発テロは許すことのできない犯罪行為であり、世界の平和と安全のためにもテロを根絶しなければならぬ。しかし、報復戦争はテロに対する有効な解決策ではなく、新たな戦争と甚大な被害をもたらすものである。そのため報復の影響を懸念し、米国を始めとする世界各国において理性ある対応を求める声が強まっている。今世界が一致してやるべきことは、法による裁きであり、国連憲章及び国際法に基づいてテロの容疑者と支援者を厳正に処罰するため、国際連合を中心に事件の真相を究明することである。ところが日本政府は、テロ根絶を真剣に検討することなく、米国による報復戦争に参加するため自衛隊の海外派遣を行おうとしている。これは、憲法第九条をないがしろにし、一層危険な状況をもたらす行為にほかならない。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、報復戦争に反対し同時多発テロを糾弾するた

め、世界が力を合わせ、「法の裁き」によりテ

ロを根絶すること。

二、憲法第九条を遵守し、戦争への参加を可能と

する自衛隊派遣のための新法を制定しないこ

と。

第一六二号 平成十三年十月二十二日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺北三ノ二七ノ

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一六三号 平成十三年十月二十二日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 秋田県横手市上境字館六六ノ一

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一六四号 平成十三年十月二十二日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田七ノ一三ノ五

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一六五号 平成十三年十月二十二日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 東京都大田区萩中一ノ七ノ五ノ五

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一六六号 平成十三年十月二十二日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 東京都板橋区若木二ノ二〇ノ一四

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一六七号 平成十三年十月二十二日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 兵庫県西脇市堀町三三六ノ三六

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一六八号 平成十三年十月二十二日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 札幌市豊平区美園八条七ノ三ノ四

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一六九号 平成十三年十月二十二日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 長崎県稲佐町二五ノ三 山崎国美

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一七〇号 平成十三年十月二十二日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 千葉市中央区汐見丘町一六ノ八ノ

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一七一号 平成十三年十月二十二日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 東京都文京区大塚四ノ九ノ二ノ一

紹介議員 小林由佳外千九十二名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一七二号 平成十三年十月二十二日受理
国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願
請願者 さいたま市常盤一〇ノ七ノ一九ノ四、一〇二 野尻玲子外千九十二名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一七三号 平成十三年十月二十二日受理
国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願
請願者 兵庫県西宮市枝川町一七ノ五ノ五 五一 小園弓華外千九十二名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一七四号 平成十三年十月二十二日受理
国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願
請願者 横浜市泉区中田北二ノ九ノ三二 木村雄次外千二百六十二名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一七五号 平成十三年十月二十二日受理
国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願
請願者 仙台市泉区南光台四ノ一三ノ二 加藤文昭外千九十二名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一七六号 平成十三年十月二十二日受理
国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 茨城県水戸市見和二ノ四七三ノ三 一 小牧奈央外千九十二名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一七七号 平成十三年十月二十二日受理
国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願
請願者 東京都昭島市上川原町一ノ一八ノ九 神谷明美外千九十二名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一七八号 平成十三年十月二十二日受理
国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願
請願者 大阪府港区磯路二ノ三ノ七 宮 田雅夫外千九十二名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一七九号 平成十三年十月二十二日受理
国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願
請願者 香川県高松市多肥下町一六 横 岡均外千九十二名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一八〇号 平成十三年十月二十二日受理
国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願
請願者 埼玉県幸手市香日向二ノ三ノ一〇 相沢幸子外千九十二名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一八一号 平成十三年十月二十二日受理
テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦

反対等に関する請願
請願者 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 九八〇ノ一四 青木裕美外千三百九十四名
紹介議員 大田 昌秀君
この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一八二号 平成十三年十月二十二日受理
軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願
請願者 山梨県東八代郡石和町唐柏二七六 〇二 荻野高茂外一万六千八百八十五名

紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一八三号 平成十三年十月二十二日受理
軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願
請願者 茨城県久慈郡金砂郷町葉谷四六六 〇一 金子充外一万七千九百四名

紹介議員 大田 昌秀君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一八四号 平成十三年十月二十二日受理
テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願
請願者 東京都新宿区北新宿三ノ二二ノ一 〇ノ五一 土井美知子外二千九百六十四名

紹介議員 大田 昌秀君
この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一八五号 平成十三年十月二十二日受理
テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願
請願者 東京都世田谷区南島山五ノ二九ノ八 宮沢聡外二千九百十一名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一九一号 平成十三年十月二十二日受理
軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願
請願者 埼玉県桶川市鴨川二ノ一ノ二 久 喜良夫外五万二千二百五十五名

紹介議員 高嶋 良充君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一九二号 平成十三年十月二十二日受理
テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願
請願者 札幌市厚別区厚別北三条三ノ一五 〇二二 浅井淳子外二千九百六十六名

紹介議員 田嶋 陽子君
この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一九四号 平成十三年十月二十三日受理
テロ対策特別措置法案等の廃案及び国際法に基づきテロ犯を裁くことに関する請願
請願者 長崎県諫早市真崎町一、八〇九ノ二 藪田久代外九百九十九名

紹介議員 大田 昌秀君
同時多発テロに対する米国の軍事的報復行動に呼応して、政府は米軍を支援するために自衛隊の海外派遣を認める新法を制定しようとしている。「テロ対策特別措置法案」の制定や自衛隊法の改正により、実質的に集団的自衛権が行使されようとしているが、武力行使では問題を解決できない。憲法に掲げられた平和主義を尊重し、テロの犯人及びその背後にある組織を法と理性に基づいて裁くことが求められている。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、同時多発テロ対策を名目とした自衛隊法改正案及び「テロ対策特別措置法案」を成立させないこと。

い。

二、憲法の理念に基づき、テロの犯人グループを国際法により法廷において裁くよう世界に働き掛けること。

第一九五号 平成十三年十月二十三日受理

軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 北海道帯広市西二十二条南三ノ二

三ノ六 関正絵外五万二千二百三十六名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一九六号 平成十三年十月二十三日受理

軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 広島県三原市西野町一、五二〇ノ

一 上田純洋外一万五千百十六名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一九七号 平成十三年十月二十三日受理

テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願

請願者 茨城県つくば市国松一、七七四

青柳貴子外二千八百四十六名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一九八号 平成十三年十月二十三日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 兵庫県川西市加茂二ノ一六ノ二二

田中淳子外六百十四名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二四〇号 平成十三年十月二十三日受理

テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の

改正反対等に関する請願

請願者 兵庫県川辺郡猪名川町柏梨田イハ

ノ谷二ノ一〇五 林田修輔外三千七百七十五名

紹介議員 大湖 絹子君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第二四一号 平成十三年十月二十三日受理

国際法等に基づきテロを根絶するための国連のテロ対策会議開催等に関する請願

請願者 東京都板橋区小豆沢一ノ六ノ八

四津谷修外四百八十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

米国における同時多発テロは世界の市民と国際社会に対する攻撃である。今回のテロに対し、米

国は軍事力による大規模な報復を開始したが、軍事力による報復はテロ根絶に有効でないばかり

か、更なるテロ行為と武力報復の悪循環となつて新たな犠牲者を生み出すことになる。今必要とされて

いることは、国連憲章及び国際法に基づき、テロ犯罪の容疑者及び支援者を逮捕し、裁判にお

いて法による処罰を行うとともに、政府が米国及び国際連合に対し、国際法による解決を働き掛けることである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、今回のテロに抗議するとともに、国際連合に対し、国際法に基づくテロ対策の会議を開催するよう要求すること。

二、憲法にのっとり、米軍による報復のための武力攻撃に協力しないこと。

第二四二号 平成十三年十月二十三日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市成美町三ノ八 酒

井由美子外六千九百八十一名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二四三号 平成十三年十月二十三日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 東京都杉並区井草五ノ一〇ノ三二

小畑いき子外六千九百八十一名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二四四号 平成十三年十月二十三日受理

軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 大分県宇佐市大字上乙女六〇九ノ

一 重岡孝幸外六万九千五百四十四名

紹介議員 田嶋 陽子君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二四五号 平成十三年十月二十三日受理

軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 埼玉県所沢市北野六四〇ノ一九

早坂英郎外一万四千八百七十二名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二八〇号 平成十三年十月二十四日受理

軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 鳥取市立川町五ノ一六〇ノ三二

八木谷義人外四万六千百十二名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二八一号 平成十三年十月二十四日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 東京都北区豊島七ノ二〇ノ七ノ二

〇二 金子順一外二千四百名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二八二号 平成十三年十月二十四日受理

軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 富山県下新川郡宇奈月町下立二、

五〇七 森下泰行外二万八千九百九十七名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二八三号 平成十三年十月二十四日受理

テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市桜が丘一ノ六ノ

九 高梨トシ子外三千六十名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第二八四号 平成十三年十月二十五日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 大阪府池田市桃園一ノ四ノ五 師

岡陽子外百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二八五号 平成十三年十月二十五日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 沖縄市松本二ノ一六ノ六 宮城繁

三外百九十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二八六号 平成十三年十月二十五日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 大阪府松原市南新町二ノ二ノ六

持留力男外百九十九名

紹介議員 田嶋 陽子君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二八七号 平成十三年十月二十五日受理

軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 熊本市春日三ノ六ノ三六 古川 理外一万六千四百九十六名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二八八号 平成十三年十月二十五日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 東京都足立区西保木四ノ一四ノ二五 真下楠代外二十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二九三号 平成十三年十月二十五日受理

自衛隊の海外派遣反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区桃井四ノ一六ノ一〇 鈴木昌代外百三十三名

紹介議員 福島 瑞穂君

米国における同時多発テロ事件を期に報復戦争が行われている中、政府は自衛隊を後方支援に参加させる方針を発表した。しかし、我が国は憲法で戦争の放棄を明記しており、軍事行動を禁じている。米国による報復戦争は、問題の解決策になるどころか、事態を悪化させることになる。世界平和のためにも、政府は米国に対し報復戦争の中止を求めべきであるが、米国の後ろ盾となつて積極的に参戦しようとしている。米国の報復戦争に協力することは、二度と戦争を繰り返さないことを誓った国民の平和への願いを踏みにじるものである。また、報復戦争は軍事攻撃により罪のない民衆に多数の死者が出る事が明らかである。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、米国による報復戦争をやめさせるよう働き掛けること。

二、いかなる形においても自衛隊を派遣しないこと。

第二九四号 平成十三年十月二十五日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市五条町四ノ八 岡村達郎外百八十九名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二九五号 平成十三年十月二十五日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 東京都国分寺市本町二ノ一九ノ一五 樋口健二外三百九十七名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二九六号 平成十三年十月二十五日受理

テロ対策特別措置法案等の制定反対、日本の参戦反対等に関する請願

請願者 大阪府茨木市中津町二ノ三二 宮正和百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二九七号 平成十三年十月二十五日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 長野県上伊那郡高遠町西高遠七八二ノ二 鈴木恭子外二万三千八百十五名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二九八号 平成十三年十月二十五日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 茨城県つくば市二の宮四ノ三ノ一五 松田よし子外二万三千八百十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第三〇一号 平成十三年十月二十五日受理

軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 川崎市高津区新作五ノ一〇ノ二〇 鈴木宣子外三万七千三百六十八名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第三〇二号 平成十三年十月二十五日受理

軍拡反対及びテロ対策特別措置法案等の廃案に関する請願

請願者 東京都立川市砂川町二ノ六二ノ一 笹崎ミツ外一万八千六百九十五名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第三〇三号 平成十三年十月二十五日受理

テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願

請願者 静岡県藤枝市高岡二ノ二二五 三輪三雄外二千七百三十四名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第三〇四号 平成十三年十月二十五日受理

テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市六高台五ノ一四一ノ四 中川泰外三千八十四名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第三〇五号 平成十三年十月二十五日受理

テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願

請願者 神戸市須磨区板宿町三ノ六ノ三 大森翔子外二千六百十一名

紹介議員 田嶋 陽子君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第三〇六号 平成十三年十月二十五日受理

テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願

請願者 長野県上伊那郡高遠町西高遠七八二ノ二 鈴木早恵子外二千八百六十六名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第三〇七号 平成十三年十月二十五日受理

テロ対策特別措置法案等の廃案、PKO協力法の改正反対等に関する請願

請願者 千葉県中央区大森町二八二ノ一九 岡野範子外二千七百二十名

紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

十一月六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件

一、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三

号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約

この条約の締約国は、国際的平和及び安全の維持並びに善隣主義、諸国間の友好関係及び諸国間の協力の促進に関する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、あらゆる形態のテロリズムの行為が世界的規模で増大していることを深く憂慮し、千九百九十五年十月二十四日の国際連合五十周年記念宣言を想起し、

また、「国際連合加盟国は、テロリズムのあらゆる行為、方法及び実行（諸国及び諸国民の間の友好関係を害し並びに国の領土保全及び安全を脅かすものを含む）を、行われた場所及び行つた者のいかに問わず、犯罪でありかつ正当化することができないものとして無条件に非難することを厳粛に再確認する」千九百九十四年十二月九日の国際連合総会決議第六十号（第四十九回会期）に附属する国際的なテロリズムを廃絶するための措置に関する宣言を想起し、

また、同宣言が諸国に対し、「この問題のすべての側面に関する包括的な法的枠組みが存在することを確保するため、あらゆる形態のテロリズムの防止、抑止及び廃絶に関する既存の国際的な法規の範囲を早急に見直す」ことを奨励していることに留意し、

さらに、千九百九十六年十二月十七日の国際連合総会決議第二百十号（第五十一回会期）及び同決議に附属する千九百九十四年の国際的なテロリズムを廃絶するための措置に関する宣言を補足する宣言を想起し、

また、爆発物その他の致死装置によるテロリストの攻撃が一層広範に行われるようになったことに留意し、

さらに、既存の多数国間の法規がこれらの攻撃

について十分に対処していないことに留意し、このようなテロリズムの行為の防止並びにこのような行為を行つた者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置を立案し及びとるに当たつて諸国間の国際協力を強化することが急務であることを確信し、

このような行為の発生が国際社会全体にとって重大な関心事であることを考慮し、

この条約の適用上、この条約の締約国は、この条約の枠組みの範囲外にある国際法の規則によつて規律されること及びこの条約の適用範囲から一定の行為が除外されることとが不法な行為を容認し又は合法化するものではなく、かつ、他の法規によつて訴追することを妨げるものではないことに留意して、次のとおり協定した。

第一条

1 「国又は政府の施設」には、国の代表者、政府、立法機関若しくは司法機関の構成員、国その他公の当局若しくは団体の職員若しくは被用者又は政府機関の被用者若しくは職員がその公務に関連して使用し又は占有する常設又は臨時の施設及び輸送機関を含む。

2 「基盤施設」とは、上水、下水、エネルギー、燃料、通信等に係る役務を公共の利益のために提供し又は配分する公有又は私有の施設をいう。

3 「爆発物その他の致死装置」とは、次のものをいう。

- (a) 死、身体の重大な傷害若しくは著しい物的損害を引き起こすように設計され又はそのような能力を有する爆発する兵器若しくは装置又は焼夷兵器若しくは焼夷装置
- (b) 毒性化学物質、生物剤、毒素その他これらに類するもの、放射線又は放射性物質の放出、発散又は影響によつて死、身体の重大な傷害若しくは著しい物的損害を引き起こすように設計され又はそのような能力を有する兵器又は装置

4 「国の軍隊」とは、国の防衛又は安全保障を主たる目的としてその国内法に基づいて組織され、訓練され及び装備された国の軍隊並びにその正式な指揮、管理及び責任の下で当該軍隊を支援するために行動する者をいう。

5 「公共の用に供される場所」とは、建物、土地、道路、水路その他の場所のうち、継続的に、定期的に又は随時、公衆に対して利用する機会が与えられ又は開放されている部分を含む。公衆に対してそのように利用する機会が与えられ又は開放されている商業、業務、文化、歴史、教育、宗教、行政、娯楽、レクリエーションに係る場所その他これらに類する場所を含む。

6 「公共の輸送機関」とは、公有であるか私有であるかを問わず、人若しくは貨物の輸送のための役務であつて公共の用に供されるものために又はそのような役務において使用されるすべての施設、輸送機関及び手段をいう。

第二条

1 次の意図をもつて、公共の用に供される場所、国若しくは政府の施設、公共の輸送機関及び基盤施設の中で、これらの中に又はこれらに対して、不法かつ故意に、爆発物その他の致死装置を到達させ、設置し若しくは爆発させる行為又は爆発物その他の致死装置から発散させる行為は、この条約上の犯罪とする。

(a) 死又は身体の重大な傷害を引き起こす意図を以て、これらの場所、施設又は機関の広範な破壊を引き起こす意図。ただし、そのような破壊が重大な経済的損失をもたらし又はもたらすおそれのある場合に限る。

2 1に定める犯罪の未遂も、犯罪とする。

3 次の行為も、犯罪とする。

- (a) 1又は2に定める犯罪に加担する行為
- (b) 1又は2に定める犯罪を行わせるために他の者を組織し又は他の者に指示する行為
- (c) 共通の目的をもつて行動する人の集団が1又は2に定める犯罪の一又は二以上を実行する

この条約は、犯罪が単一の国において行われ、容疑者及び被害者が当該国の国民であり、当該容疑者が当該国の領域内で発見され、かつ、他のいづれの国も第六条1又は2の規定に基づいて裁判権を行使する根拠を有しない場合には、適用しない。ただし、第十条から第十五条までの規定は、適当なときはこれらの場合についても適用する。

第三条

締約国は、次のことのために必要な措置をとる。

第四条

締約国は、次のことのために必要な措置をとる。

締約国は、この条約の適用の対象となる犯罪行為、特に一般大衆又は人若しくは特定の人の集団に恐怖の状態を引き起こすことを意図し又は計画して行われる犯罪行為が政治的、哲学的、思想的、人種的、民族的、宗教的又は他の同様の考慮によつていかなる場合にも正当化されないこと及び当該犯罪行為についてその重大性に適合する刑罰が科されることを確保するため、必要な措置（適当な場合には、国内立法を含む）をとる。

第五条

締約国は、この条約の適用の対象となる犯罪行為、特に一般大衆又は人若しくは特定の人の集団に恐怖の状態を引き起こすことを意図し又は計画して行われる犯罪行為が政治的、哲学的、思想的、人種的、民族的、宗教的又は他の同様の考慮によつていかなる場合にも正当化されないこと及び当該犯罪行為についてその重大性に適合する刑罰が科されることを確保するため、必要な措置（適当な場合には、国内立法を含む）をとる。

第六条

締約国は、次の場合において第二条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

- (a) 犯罪が自国の領域内で行われる場合
- (b) 犯罪が、当該犯罪の時に自国を旗国とする船舶内又は自国の法律により登録されている

(c) 航空機内で行われる場合
2 犯罪が自国の国民によって行われる場合
3 犯罪が自国の裁判権を設定することができる。

(a) 犯罪が自国の国民に対して行われる場合
(b) 犯罪が国外にある自国の国又は政府の施設(大使館その他外交機関及び領事機関の公館を含む。)に対して行われる場合
(c) 犯罪が自国の領域内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合
(d) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合
(e) 犯罪が自国の政府の運航する航空機内で行われる場合

3 締約国は、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこの条約に加入する際、自国の国内法により2の規定に従って設定した裁判権について国際連合事務総長に通報する。当該裁判権の変更を行った締約国は、その旨を国際連合事務総長に直ちに通報する。

4 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1又は2の規定に従って裁判権を設定し、自国の領域内に所在する自国国民の引渡しを行わない場合において第二条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

5 この条約は、締約国が自国の国内法に従って設定した刑事裁判権の行使を排除するものではない。

2 第二条に定める犯罪を行った者又はその疑いのある者が自国の領域内に所在している可能性があるとの情報を受領した締約国は、その情報に含まれている事実について調査するため、自国の国内法により必要な措置をとる。

1 犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、

7 締約国は、訴追又は引渡しのために当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置をとる。

3 いずれの者も、自己について2の措置がとられている場合には、次の権利を有する。
(a) 当該者の国籍国その他当該者の権利を保護する資格を有する国又は当該者が無国籍者である場合には当該者が領域内に常居所を有する国の最寄りの適当な代表と遅滞なく連絡を取る権利
(b) (a)の国の代表の訪問を受ける権利
(c) (a)及び(b)に定める自己の権利について告げられる権利
(d) 3に定める権利は、犯人又は容疑者が領域内に所在する国の法令に反しないよう行使する。当該法令は、3に定める権利の目的とするところを十分に達成するようなものでなければならぬ。
5 3及び4の規定は、前条1(c)又は2(c)の規定に従って裁判権を設定した締約国が、赤十字国際委員会に対し容疑者と連絡を取り又は容疑者を訪問するよう要請する権利を害するものではない。
6 いずれの締約国も、この条の規定に基づいていづれかの者を抑留した場合には、前条1及び2の規定に従って裁判権を設定した締約国並びに適当と認めるときは利害関係を有するその他の締約国に対し、直接又は国際連合事務総長を通じて、当該者が抑留されている事実及びその抑留が正当とされる事情を直ちに通報する。1の調査を行った国は、その結果をこれらの締約国に対して速やかに通報し、かつ、自国が裁判権を行使する意図を有するか否かを明らかにする。

1 容疑者が領域内に所在する締約国は、第六条の規定が適用される場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、犯罪が自国の領域内で行われたものであるか否かを問わず、いかなる

例外的なしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、自国の法令に規定する他の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。
2 締約国は、自国の国内法が、引渡しの請求に係る裁判又は手続の結果科された刑に服するために自国民が自国に送還されるとの条件下においてのみ当該自国民の引渡しを認める場合において、当該引渡しの請求を行う国との間でそのような方法をとること及び他の適当と認める条件について合意するときは、そのような条件付の引渡しによって1に規定する義務を履行することができる。

9 締約国は、この条約が効力を生ずる前に締約国間に存在する犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間でその後締結されるすべての犯罪人引渡条約に同条に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。
2 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を第二条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定める他の条件に従う。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、第二条に定める犯罪を引渡犯罪と認める。
4 第二条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに關しては、必要な場合には、当該犯罪が発生した場所のみでなく、第六条1又は2の規定に従って裁判権を設定した国の領域内においても行われたものとみなされる。
5 締約国間のすべての犯罪人引渡条約及び犯罪

人引渡取極は、第二条に定める犯罪について、この条約と両立しない限度において当該締約国間で修正されたものとみなされる。

10 締約国は、第二条に定める犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに關する手続について、相互に最大限の援助(これらの手続に必要なものであり、かつ、自国が提供することができる証拠の収集に係る援助を含む。)を与える。
2 締約国は、相互間に法律上の相互援助に關する条約又は他の取極が存在する場合には、当該条約又は他の取極に合致するように、1に規定する義務を履行する。締約国は、そのような条約又は取極が存在しない場合には、国内法に従って相互に援助を与える。

11 第二条に定める犯罪は、犯罪人引渡し又は法律上の相互援助に關しては、政治犯罪、政治犯罪に關連する犯罪又は政治的な動機による犯罪とみなしてはならない。したがって、政治犯罪、政治犯罪に關連する犯罪又は政治的な動機による犯罪に關連することのみを理由として、同条に定める犯罪を根拠とする犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を拒否することはできない。

12 この条約のいかなる規定も、第二条に定める犯罪に關する犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を受けた締約国がこれらの請求若しくは要請が人種、宗教、国籍、民族的出身若しくは政治的意見を理由としてこれらの請求若しくは要請の対象となる者を訴追し若しくは処罰するために行われたと信じ又はこれらの請求若しくは要請に應ずることにより当該者の地位がこれらの理由によって害されると信するに足る実質的な根拠がある場合には、引渡しを行ない又は法律上の相互援助を与える義務を課するものと解してはならない。

13

1 一の締約国の領域内において抑留され又は刑に服している者については、当該者が証言、確認その他援助であつてこの条約に基づく犯罪の捜査又は訴追のための証拠の収集に係るもの提供のために他の締約国において出頭することが要請された場合において、次の条件が満たされるときは、移送することができる。

(a) 当該者が事情を知らされた上で任意に同意を与えること。

(b) 双方の国の権限のある当局がこれらの国の適当と認める条件に従つて合意すること。

令及び人権に関する国際法を含む国際法の関係規定に基づくすべての権利及び保障の享受を含む。）を保障される。

第十五条
締約国は、特に次の方法により、第二条に定める犯罪の防止について協力する。

(a) 自国の領域内又は領域外で行われる犯罪の自国の領域内における準備を防止し及びこれに対処するため、必要な場合には国内法令を適合させることを含むあらゆる実行可能な措置(同条に定める犯罪の実行について助長し、扇動し若しくは組織し、事情を知りながら当該犯罪のために資金を提供し又は当該犯罪を実行する個人、集団及び団体が行う不法な活動を自国の領域内において禁止する措置を含む。)をとること。

(b) 自国の国内法に従つて正確なかつ確認された情報を交換し、かつ、同条に定める犯罪を防止するために適宜とる行政上の措置その他の措置を調整すること。

(c) 適当な場合には、死又は身体の傷害を引き起こすことができる爆発物その他の有害な物質を探索する方法を研究し及び開発し、爆発物につきその爆発後の調査においてその製造の場所を特定するためにとる識別措置に関する基準の作成について協議し、防止措置に関する情報を交換し、並びに技術、装置及び関連する物質について協力し及びこれらを移転すること。

2 この条の規定の適用上、

(a) 1に定める者が移送された国は、当該者を移送した国が別段の要請を行わず又は承認を与えない限り、移送された当該者を抑留する権限を有し及び義務を負う。

(b) 1に定める者が移送された国は、自国及び当該者を移送した国の双方の権限のある当局による事前又は別段の合意に従ひ、移送された当該者をその移送した国による抑留のために送還する義務を遅滞なく履行する。

(c) 1に定める者が移送された国は、当該者を移送した国に対し、当該者の送還のために犯罪人引渡手続を開始するよう要求してはならない。

(d) 移送された者が移送された国において抑留された期間は、当該者を移送した国における当該者の刑期に算入する。

3 移送された者は、この条の規定に従つて当該者を移送する締約国が同意しない限り、その国籍のいかんを問わず、当該者を移送した国の領域を出発する前の行為又は有罪判決につき、当該者が移送された国の領域内において、訴追されず若しくは抑留されず、又は身体の自由についての他のいかなる制限も課せられない。

第十四条
いずれの者も、この条約に従つて抑留され又は他の措置若しくは手続がとられている場合には、公正な取扱い(当該者が領域内に所在する国の法

この条約のいかなる規定も、締約国に対し、他の締約国の領域内において、当該他の締約国の当局がその国内法により専ら有する裁判権を行使する権利及び任務を遂行する権利を与えるものではない。

第十九条
この条約のいかなる規定も、国際法、特に国際連合憲章の目的及び原則並びに国際人道法に基づいて国及び個人が有する他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。

20 国際人道法の下で武力紛争における軍隊の活動とされている活動であつて、国際人道法によつて規律されるものは、この条約によつて規律されない。また、国の軍隊がその公務の遂行に当たつて行う活動であつて、他の国際法の規則によつて規律されるものは、この条約によつて規律されない。

第二十条
この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で合理的な期間内に交渉によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織についての紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて請求を行うことにより、国際司法裁判所に紛争を付託することができ。

21 各国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

22 2の規定に基づいて留保を付したいずれの国も、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第二十一条
この条約は、千九百九十八年一月十二日から千九百九十九年十二月三十一日まで、ニューヨークにある国際連合本部において、すべての

国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第二十二条
1 この条約は、二十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 二十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十三条
1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第二十四条
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。この条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、その認証謄本をすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、千九百九十八年一月十二日にニューヨークで署名のために開放されたこの条約に署名した。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案

テロリストによる爆弾使用の防止に関する

法律案

テロリストによる爆弾使用の防止に関する

法律案

国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

(爆発物取締罰則の一部改正)

第一条 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 第一条乃至第三条ノ罪ハ刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二ノ例ニ従フ(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十六条の二第一項中「特定核燃料物質」を「核燃料物質」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 核燃料物質によつて汚染された物をみだりに取り扱うことにより、その放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第三条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「又は身体」を「、身体又は財産」に、「生ぜしめた」を「生じさせた」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「あたる」を「当たる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の罪の未遂は、罰する。

第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十一条の二 前条第一項から第三項までの罪は、刑法第四条の二の例に従う。

(火災びんの使用等の処罰に関する法律の一部改正)

第四条 火災びんの使用等の処罰に関する法律

(昭和四十七年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(国外犯)

第四条 第二条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

第五条 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律

第一条中「(以下「条約」という。)」を「(以下「生物兵器禁止条約」という。)」及び「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の適確な実施を確保するため、生物兵器及び毒素兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、生物剤及び毒素を発散させる行為を規制する等の措置を講ずる」に改める。

第三条第二項及び第六条中「条約」を「生物兵器禁止条約」に改める。

第十一条中「前二条」を「第九条の罪を犯し、又は第十条若しくは前条」に改め、同条第十三条とする。

第十条を第十二条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条第三項中「未遂罪」を「罪の未遂」に改め、同条第十條とし、同条の次に次の一条を加える。

第十一条 第九条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

第八条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第九条 生物兵器又は毒素兵器を使用して、当

該生物兵器又は当該毒素兵器に充てんされた生物剤又は毒素を発散させた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

2 生物剤又は毒素をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正)

第六条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「条約」という。)」を「(以下「化学兵器禁止条約」という。)」及び「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約」に改める。

第二条第一項、第六項及び第八項、第六条第一号から第三号まで、第十一条第一項第一号から第三号まで、第十九条第二項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項並びに第三十二条第二項中「条約」を「化学兵器禁止条約」に改める。

第三十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 第三十八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。の)の罪は刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条及び第四条の二の例に、第三十八条第二項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。の)の罪は同法第四条の二の例に、前三条の罪は同法第三条の例に従う。

(サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部改正)

第七条 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

第八条 第五条第一項及び第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の爆発物取締罰則第十条の規定、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十一条の二の規定、火災びんの使用等の処罰に関する法律第四条の規定、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条の規定、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第四十二条(明治四十年法律第四十五号)第四条の二に係る部分に限る。の規定及びサリン等による人身被害の防止に関する法律第八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国において効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

2 改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条の二(特定核燃料物質に係る部分を除く。)に係る同法第七十六条の四の規定についても、前項と同様とする。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第三条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 この法律の施行の日がテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十三年法律第 号)の施行の日前である場合には、同法附則第二条第二項中「第七十六条の四」とあるのは、「第七十六条の五」とする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表中第四十六号を次のように改める。

四十六 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(生物兵器等の使用等)又は第十条(生物兵器等の製造等)の罪